

魚津市子育て新婚世帯 住宅取得支援補助金

市内に住宅を取得された
子育て・新婚世帯へ補助金を交付します

対象者

◎子育て世帯

(中学3年生以下のお子さんがある世帯)

◎新婚世帯

(婚姻後2年以内のご夫婦の世帯)

上記のいずれかの世帯で、

居住用に取得額100万円以上※の住宅を取得された方

※取得額には土地の取得及び敷地造成工事に係る費用は含みません。

※取得額は消費税及び地方消費税相当額を除きます。

補助金額

住宅1棟あたり
30万円

新生活応援世帯

新婚世帯のうち、
次の要件を全て満たす世帯

- 令和8年1月1日以降に婚姻
- 夫婦ともに39歳以下
- 世帯員の所得の合計が
500万円未満
- 講座の受講

以下の要件を満たす場合に加算

加算額

◎新生活応援世帯A

(夫婦ともに30歳~39歳)

定額30万円

◎新生活応援世帯B

(夫婦ともに29歳以下)

定額60万円

このほかの住宅取得支援制度

※本制度と重複可能です

【国】【みらいエコ住宅2026事業】 ※ただし加算額部分は重複できません

【市】【居住誘導区域住宅取得支援補助金】

申請から補助金受領までの流れ

着工前

- **事業計画の認定を申請事業計画認定申請書(様式第1号)を提出**(新築住宅の場合は着工前、建売住宅及び中古住宅の場合は建物に係る所有権移転登記の前までに提出してください。これ以降の申請は受け付けられません)
- 添付書類: 図面(付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表)、世帯全員の住民票の写し、申請者の戸籍謄本(新婚世帯の場合)、世帯全員の所得証明書(加算を受ける場合)、住宅取得額がわかるもの

計画認定

- 内容を審査し、事業計画を認定した場合、事業計画認定通知書を送付します

着工

- 工事着手、建て方、上棟

完成

- **補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)を提出**(完成の日から1カ月以内に提出してください)
- 添付書類: 完了検査済証又は住宅の登記事項証明書(新築住宅又は建売住宅)、工事請負契約書又は売買契約書等の写し、世帯全員の住民票の写し、建物(工事)引渡書の写し(新築住宅)、住宅の外観写真

交付決定

- 内容を審査し、補助金の交付を決定した場合、交付決定及び額の確定通知を送付します

請求

- 額の確定通知に基づいて、補助金請求書(様式第7号)を提出してください

振込み

- 請求書に基づいて、補助金を指定口座に振り込みます

(黒字:申請者 白字:市 が行う行為です)

詳しくは、魚津市HPまで

申請・お問合せ先

魚津市 建設部 都市計画課 (市役所3階)

〒937-8555 魚津市釈迦堂一丁目10番1号 Tel 0765-23-1026